

議案第 6 1 号

飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 1 3 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

寒冷地手当の支給基準を国家公務員の寒冷地手当に関する法律に準拠するための
改正

飛驒市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市職員の給与に関する条例（平成16年飛驒市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第23条の3第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 別表第5に掲げる地域に在勤する職員
- (2) 別表第5に掲げる地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として市の規則で定めるものに在勤する職員であって同表に掲げる地域又は市の規則で定める区域に居住するもの

第23条の3第2項中「次の表に掲げる」の次に「地域の区分及び」を加え、同項の表を次のように改める。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地	26,380円	14,580円	10,340円
2級地	23,360円	13,060円	8,800円
3級地	22,540円	12,860円	8,600円
4級地	17,800円	10,200円	7,360円

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって別表第5に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、第16条の2第1項の単身赴任手当を支給されるもの（市の規則で定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして市の規則で定めるものを含まないものとする。

第23条の3第3項中「同表」の次に「4級地の項」を加え、同条に次の1項を加える。

6 第2項の表に掲げる地域の区分は、別表第5のとおりとする。

別表第4の次に次の表を加える。

別表第5（第23条の3関係）

地域の区分	地域
4級地	飛驒市 高山市
市の規則で定める区分	市の規則で定める地域

備考 この表に掲げる名称は、令和5年4月1日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市職員の給与に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第23条の2 略 (寒冷地手当)</p> <p>第23条の3 毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（市の規則で定める職員を除く。以下この条において「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。</p> <p>(1) <u>国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第2条に定める4級地（以下この条において「4級地」という。）に在勤する職員</u></p> <p>(2) <u>4級地以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して4級地に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として市の規則で定めるものに在勤する職員であって4級地又は市の規則で定める区域に居住するもの</u></p> <p>2 前項第1号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる_____基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。</p>	<p>第1条～第23条の2 略 (寒冷地手当)</p> <p>第23条の3 毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（市の規則で定める職員を除く。以下この条において「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。</p> <p>(1) <u>別表第5に掲げる地域に在勤する職員</u></p> <p>_____</p> <p>(2) <u>別表第5に掲げる地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として市の規則で定めるものに在勤する職員であって同表に掲げる地域又は市の規則で定める区域に居住するもの</u></p> <p>2 前項第1号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる<u>地域の区分及び基準日</u>における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。</p>

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
17,800円	10,200円	7,360円
備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって4級地に居住する扶養親族のないもののうち、第16条の2第1項の単身赴任手当を支給されるもの（市の規則で定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして市の規則で定めるものを含まないものとする。		

3 第1項第2号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における前項の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表 に掲げる額とする。

4・5 略

第23条の4～第29条 略

附 則 略

別表第1～別表第4 略

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地	26,380円	14,580円	10,340円
2級地	23,360円	13,060円	8,800円
3級地	22,540円	12,860円	8,600円
4級地	17,800円	10,200円	7,360円
備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって別表第5に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、第16条の2第1項の単身赴任手当を支給されるもの（市の規則で定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして市の規則で定めるものを含まないものとする。			

3 第1項第2号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における前項の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表4級地の項に掲げる額とする。

4・5 略

6 第2項の表に掲げる地域の区分は、別表第5のとおりとする。

第23条の4～第29条 略

附 則 略

別表第1～別表第4 略

別表第5（第23条の3関係）

<div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"></div>	
---	--

<u>地域の区分</u>	<u>地域</u>
4級地	飛騨市 高山市
市の規則で定める区分	市の規則で定める地域
<p>備考 この表に掲げる名称は、令和5年4月1日における名称とし、 <u>同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における</u> <u>区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の</u> <u>変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響さ</u> <u>れないものとする。</u></p>	

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について																															
担当部	総務部																															
提案理由	寒冷地手当の支給基準を国家公務員の寒冷地手当に関する法律に準拠するための改正																															
制定改廃の根拠等	改正前の条例では、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）に定める4級地及び4級地と権衡上必要と認められる地域に在勤する職員にのみ、同法に規定する4級地相当額を支給していた寒冷地手当について、人事異動等によって、より寒冷及び積雪の度合いが高い他の地域に在勤することとなった職員に対し、国家公務員に準拠した額を支給できるようにするための改正																															
条例の概要	<p>【改正の内容】</p> <p>(1) 地域の区分</p> <table border="1" data-bbox="454 900 1380 1008"> <tr> <td>4級地</td> <td>飛騨市、高山市</td> </tr> <tr> <td>市の規則で定める区分</td> <td>市の規則で定める地域</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（第23条の3第1項関係）</p> <p>(2) 寒冷地手当の額（1ヶ月あたりの金額）</p> <table border="1" data-bbox="454 1115 1380 1534"> <thead> <tr> <th rowspan="3">地域の区分</th> <th colspan="3">世帯等の区分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>26,380円</td> <td>14,580円</td> <td>10,340円</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>23,360円</td> <td>13,060円</td> <td>8,800円</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>22,540円</td> <td>12,860円</td> <td>8,600円</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（第23条の3第2項関係）</p>			4級地	飛騨市、高山市	市の規則で定める区分	市の規則で定める地域	地域の区分	世帯等の区分			世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	1級地	26,380円	14,580円	10,340円	2級地	23,360円	13,060円	8,800円	3級地	22,540円	12,860円	8,600円	4級地	17,800円	10,200円	7,360円
4級地	飛騨市、高山市																															
市の規則で定める区分	市の規則で定める地域																															
地域の区分	世帯等の区分																															
	世帯主である職員		その他の職員																													
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員																														
1級地	26,380円	14,580円	10,340円																													
2級地	23,360円	13,060円	8,800円																													
3級地	22,540円	12,860円	8,600円																													
4級地	17,800円	10,200円	7,360円																													
市民への影響等	特になし																															
施行日	公布の日																															
備考																																